

入札説明書

all かながわスポーツゲームズ

第 80 回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会

における会場設営等業務委託

令和 7 年 11 月 19 日付け公告分

all かながわスポーツゲームズ実行委員会事務局

(神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内)

この入札説明書は、本入札に係る公告、並びに、次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- （１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）
- （３）神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）
- （４）競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号）

1 調達内容

（１）業務名

a11 かながわスポーツゲームズ第 80 回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会における会場設営等業務委託

（２）業務内容及び契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

（３）履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 9 日まで

2 入札参加者に求められる資格

- （１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「催事関係業務委託」に登載されている者で、「B」又は「C」の等級に区分されている者であること。
- （３）神奈川県内に本店を有すること。
- （４）神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- （５）仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- （６）最近 1 年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- （７）最近 1 年間の消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号：231-0005

所在地：横浜市中区本町 2-14 大同生命横浜ビル 10 階

機関名：a11 かながわスポーツゲームズ実行委員会事務局 担当：阿部、義本

（神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内）

電話 （045）285-0797 ファクシミリ （045）662-5557

電子メール kyogi-sports@pref.kanagawa.lg.jp

4 入札日程

(1) 参加申請書受付締切日時

令和7年11月28日（金）正午

(2) 質問受付期間

令和7年11月19日（水） ～ 12月2日（火）午後5時

※質問方法については、5（6）を参照すること。

(3) 競争参加資格確認通知

令和7年12月4日（木）までに、文書（電子メールまたはファクシミリ）により行う。

(4) 入札及び開札日時

令和7年12月9日（火）午後1時30分から（入札締切後、直ちに開札）

(5) 入札及び開札場所

横浜市中区本町2-14 大同生命横浜ビル10階

神奈川県文化スポーツ観光局103会議室

初度の入札で予定価格内の入札がない場合は直ちに再度入札を実施する。

5 その他

(1) 入札参加申請

この入札に参加を希望する者は、4（1）に記載された参加申請書受付締切日時までに、別紙（記載例）に則り、競争参加資格確認申請書を持参若しくは郵送（郵送の場合は必着）により、3の事務を担当する所属あてに提出しなければならない。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 入札する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額とすること。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(5) 疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3の事務を担当する所属に対し、説明を求めることができる。

(6) 案件についての質問及び回答

仕様等について質問がある場合は、質問受付期間内に、質問書を持参、郵送、ファクシミリもしくは電子メールにより、3の事務を担当する所属あてに提出しなければならない。

質問に対する回答は、令和7年12月4日（木）までに、文書（電子メールまたはファクシミリ）により、競争参加資格確認申請書提出者に送付する。再質問は認められない。

（7）入札に関する注意事項

- ア 入札に際しては、受付時に入札参加申請者本人又はその受任者であることを確認するので、運転免許証等、身分を証明できるものを必ず持参すること。
確認ができない場合には、入札参加を認めない。
- イ 名簿に登録されている代表者又は代理人から直接委任を受けた代理人は、委任状を提出すること。
- ウ イ以外の代理人（以下「復代理人」という。）は、代理人として選任されるまでの一連の委任状をすべて提出すること。
- エ 委任状には、委任事項として入札に関する権限に加え、復代理人に関する権限を記載すること。復任権の委任が明記されていない場合は、復代理人とみなさない。
- オ 使者による入札参加は認めない。
- カ 提出書類への押印は省略できるが、記載内容に誤字・脱字がないことを必ず確認すること。なお、押印がある書類は引き続き有効な書類として取り扱う。この場合、提出書類に使用する印は一連の過程で同一のものとし、代表者にあつては代表者印、代理人にあつては委任状の受任者使用印欄に押印された印でなければならない。
- キ 郵送による入札は認められない。
- ク いったん提出した入札書の差換、撤回、訂正はできない。
- ケ 入札を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

（8）入札の回数

入札の回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、2回まで入札を行うものとする。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできない。

（9）無効となる入札

- 次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- ア 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者が提出したもの
 - イ 入札説明書及び仕様書等示す入札条件に違反した入札書
 - ウ 紙入札書において、次に掲げる不備があった場合
 - （ア）入札者等の記名がないもの
 - （イ）金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
 - （ウ）誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - （エ）入札通知に示した案件名の記載がないもの
 - （オ）入札書の真正性が確認できないもの
 - （カ）その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - エ 2通以上提出された入札書

（10）失格

入札参加者が、次のいずれかに該当するときは失格とし、入札又は再度入札に参加

することはできない。

ア 開札日時において、政令第 167 条の 4 に該当するとき

イ 入札時において、入札参加者が神奈川県の名指停止措置を受けている期間中であるとき

ウ 入札時において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき

エ 入札時において、銀行取引停止となったとき

オ 公正な価格を害し、又は不正に利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為その他の不正の行為をしたとき

カ 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき

(11) 落札者の決定

有効な入札書を提出した者のうち、予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。当該価格の入札者が複数ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

(12) 落札者遵守事項

落札者は、契約を締結する所属の承認なしに、この契約の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(13) 内訳書の提出

落札者は速やかに内訳書を持参、郵送、ファクシミリ若しくは電子メールにより、3 の事務を担当する所属あてに、提出しなければならない。

(14) 契約書の作成

ア 本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとする。

イ 契約書は、契約書（案）を基に契約書を 2 通作成し、各自その 1 通を保持するものとする。

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

(15) 入札後の異議申立

入札参加者は、入札後、仕様書、予め提示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(16) 業者調査への協力

本入札を落札し契約する場合には、all かながわスポーツゲームズ実行委員会が予算執行の適正を期すために行う、契約の処理状況に関する調査への協力に、あらかじめ同意する必要がある。

(17) 暴力団排除に係る解除等

本入札の落札者と契約する場合には、all かながわスポーツゲームズ実行委員会が当該契約から暴力団員等を排除するため、神奈川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づく調査及び警察への照会を行う場合がある。

また、調査の結果、条例に抵触するような事項が判明した場合には、契約を締結しない場合がある。